

幕別町・忠類村合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、幕別町・忠類村合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、幕別町・忠類村合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以降に、別表に定める方法により行うものとする。

(傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者

- (2) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 示威的行為を行うおそれのある物品の持ち込み又は着用等をしている者
- (4) 騒音等により、議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者
(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
- (4) 会場議内での飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第11条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第12条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年11月29日から施行する。

別表(第7条関係)

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所 在 地	
幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から午後5時15分まで(閉庁日を除く)
幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上
忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上
幕別町・忠類村合併協議会事務所	幕別町本町129番地の2	同 上

幕別町・忠類村合併協議会傍聴人受付簿

開催日 平成 年 月 日

傍聴される方はご記入願います。

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			